

充実、重点化・効率化

工程

IV 就 労 促 進	<p>○<b>全員参加型社会の実現</b> ☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保</li> <li>・女性の就業率のM字カーブの解消</li> <li>・超高齢社会に適合した雇用法制の検討など年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり</li> <li>・福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進</li> <li>・地域の実情に応じた関係機関の連携と就労促進施策の総合的実施</li> </ul>	<p>○<b>就労促進策の継続的推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業率 2009年 75% → 2020年 80% (若者: 74% → 77%) (女性(25~44歳): 66% → 73%) (高齢者: 57% → 63%)</li> <li>・ジョブ・カード取得者 300万人(2020年)</li> <li>・障害者の実雇用率 1.8%(2020年)</li> </ul>
	<p>○<b>ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定</li> <li>・有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討</li> <li>・長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保</li> </ul> <p>○<b>雇用保険・求職者支援制度の財源の検討</b></p>	<p>○総合的ビジョン: 2011年に策定</p> <p>○法制度整備: 2011年度 労働政策審議会で結論、所要の見直し措置</p> <p>○労働安全衛生法改正法案について、早期国会提出に向け検討</p> <p>○雇用保険法、求職者支援法の規定(注3)を踏まえ検討</p>
I S IV 以 外 の 充 実 、 重 点 化 ・ 効 率 化 項 目	<p>○<b>サービス基盤の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あるべき医療・介護サービス提供体制の実現、こども園・保育サービス・放課後児童クラブ等のサービス目標達成に必要な基盤整備</li> </ul> <p>○<b>医療イノベーションの推進</b> ☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際水準の臨床研究中核病院等の創設</li> <li>・日本発のシーズを実用化につなげるための実務的な相談支援</li> <li>・独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の体制強化</li> <li>・保険償還価格の設定における医療経済的な観点から踏まえたイノベーションの評価等のさらなる検討</li> </ul>	<p>○計画的・集中的基盤整備</p> <p>○臨床研究中核病院等: 2011年度から3年間で15か所程度創設</p> <p>○臨床研究中核病院等に対し、継続的に研究費を重点配分</p> <p>○PMDAの審査体制等の強化: 2013年度末までに常勤数を751名に増員(2011年4月1日現在648名)。引き続き、合理化・効率化を図りつつ、さらなる強化策を検討</p> <p>○先進医療制度の申請・審査手続きの効率化: 2011年度からの実施に向け検討</p>
	<p>○<b>第2のセーフティネットの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者支援制度の創設</li> <li>・求職者支援制度をはじめとした第2のセーフティネット施策の切れ目ない連携</li> <li>・生活保護受給者等に対する就労支援 → プログラム参加者数及び就労・増収者の増加</li> <li>・複合的困難を抱える者への伴走型支援(パーソナルサポート、ワンストップサービス等による社会的包摂の推進)</li> <li>・住宅支援の仕組みの検討</li> </ul>	<p>○求職者支援制度: 2011年度創設</p> <p>○引き続き総合的に推進</p> <p>○事業の継続実施</p> <p>○ワンストップ・伴走型の市町村主導の専任機関の設置(順次設置)</p>
	<p>○<b>生活保護の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼得能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化</li> <li>・子どもの貧困連鎖の防止</li> <li>・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底</li> <li>・客観的データに基づく生活保護基準の検討</li> </ul>	<p>○関連制度の改革と併せ検討</p> <p>○生活保護基準: 基準部会(2011年4月開始)において、2012年末までに検証を実施</p> <p>○生保基準以外: 国と地方の協議の開催(2011年5月開始) → 必要に応じて法案提出</p>
	<p>○<b>障害者施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者制度改革推進本部において、制度の谷間のない支援の提供、障害者の地域移行や地域生活の支援について検討</li> </ul>	<p>○障がい者制度改革推進本部の検討を踏まえ、障害者総合福祉法(仮称)の2012年法案提出</p>
	<p>○<b>難病対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期高額医療の高額療養費の見直し(再掲)など難病医療費の支援のあり方の検討</li> </ul>	<p>○引き続き制度横断的に検討</p>
	<p>○<b>震災復興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな安心地域モデルの提示</li> </ul> <p>○<b>次世代を担う子ども・若者の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用流動化に対応して、手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備</li> <li>・教育の質と機会均等の確保(特に生計困難でありながら好成绩を修めた学生等への支援の強化)</li> </ul>	<p>○震災復興の検討の中で対応</p> <p>○引き続き総合的に検討</p>

(注1)費用試算は、厚生労働省の「社会保障制度改革の方向性と具体策」(平成23年5月12日)及びその関連の医療・介護に係る推計等の他、社会保障改革に関する集中検討会議での提案も盛り込んで機械的に試算したものの。  
(注2)基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。  
(注3)雇用保険法: 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で、国庫負担に関する暫定措置を廃止する。  
求職者支援法: 法施行後3年を目途とした特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に関する費用負担の在り方について速やかに検討する。

A 充実  
（金額は公費（2015年））

1. 就労・生活支援が一体となったワンストップサービス
2. 社会保険の適用拡大
  - a 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
  - b 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
    - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大（完全実施の場合△1,600億円）
3. 社会保険制度における低所得者対策の強化
  - a 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化  
（低所得者保険料軽減の拡充等（～2,200億円程度））  
※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動
  - b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
    - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化（～1,300億円）
    - ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動
  - c 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化
    - ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し（長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等）による負担軽減（～1,300億円程度）
    - ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動
  - d 総合合算制度（番号制度等の情報連携基盤の導入が前提）
  - e 年金制度の最低保障機能の強化
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得者への加算</li> <li>・ 障害基礎年金への加算</li> <li>・ 受給資格期間の短縮</li> </ul>	}	（0.6兆円程度）
---	---	-----------

    - ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動
    - ※ 上記金額は、年収65万円未満（単身の場合）の者等に対して、月額1.6万円（7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差）を加算する等の前提
4. 第2のセーフティネットの構築
  - a 求職者支援制度の創設（費用負担の在り方の検討を含む）
  - b 複合的困難を抱える者への伴走型支援
  - c 生活保護受給者等に対する就労支援
  - d 住宅支援の仕組みの検討
5. 最後のセーフティネットである生活保護の見直し（充実、重点化・効率化）
  - ・ 稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化
  - ・ 子どもの貧困連鎖の防止
  - ・ 医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底
  - ・ 客観的データに基づく生活保護基準の検討

D 所要額（公費）  
2015年

～0.3兆円程度  
…被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討

～0.1兆円程度  
…受診時定額負担等と併せて検討

〔 総合合算制度 〕  
～0.4兆円程度

～0.6兆円程度  
…高所得者の年金給付の見直しと併せて検討

～1.4兆円程度